

平成 20 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

平成 21 年 8 月

尼 崎 市 監 査 委 員

報告監第13号

平成21年8月25日

尼崎市長
白井 文 様

尼崎市監査委員 須賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 宮 城 亜 輻

同 早 川 進

平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行った。

その結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
第2	審査の結果	1
1	結果の概要	1
(1)	健全化判断比率	1
(2)	資金不足比率	2
2	健全化判断比率等における個別意見	2
(1)	実質赤字比率について	2
(2)	資金不足比率について	3
(3)	連結実質赤字比率について	4
(4)	実質公債費比率について	5
(5)	将来負担比率について	6
3	まとめ	7
(1)	今回の算定結果について	7
(2)	要望事項	7
< 参考資料 >		
1	健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計	8
2	健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	9
3	類似都市の財政指標等	14
4	用語説明	17

平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成20年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成20年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月10日から平成21年8月17日まで

3 審査の方法

審査に付された平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等を照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査及び出資団体監査等の結果を参考とした。

第2 審査の結果

1 結果の概要

審査に付された次の平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

	平成20年度	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25%	20%
連結実質赤字比率	-	-	16.25%	40%
実質公債費比率	10.4%	10.1%	25%	35%
将来負担比率	205.8%	217.2%	350%	

(2) 資金不足比率

区分	会 計 名	平成 20 年度	平成 19 年度	経営健全化基準
法 企 適 用	水道事業会計	-	-	20%
	工業用水道事業会計	-	-	20%
	自動車運送事業会計	-	-	20%
	下水道事業会計	-	-	20%
法 非 企 適 用	廃棄物発電事業費会計	-	-	20%
	地方卸売市場事業費会計	-	-	20%
	都市整備事業費会計	-	-	20%

注 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「-」で表示される。

連結実質赤字比率の財政再生基準は30%であるが、平成21年度（平成20年度決算）及び平成22年度（平成21年度決算）については40%、平成23年度（平成22年度決算）については35%とする経過措置がある。

2 健全化判断比率等における個別意見

(1) 実質赤字比率について

ア 本市の状況

本市の平成20年度実質収支額は、前年度と比較して、2億47百万円悪化したものの、37百万円の黒字で、実質赤字比率は、「-」で表示される。

(単位:百万円)

会 計 名	平成20年度	平成19年度	対前年度 増 減	対前年度 増減率(%)
一般会計	22	242	220	90.9
用品調達事業費会計	0	0	0	-
育英事業費会計	0	0	0	-
公共用地先行取得事業費会計	0	0	0	-
中小企業勤労者福祉共済事業費会計	15	42	27	64.6
公害病認定患者救済事業費会計	0	1	0	71.6
青少年健全育成事業費会計	0	0	0	-
一般会計等実質収支額	37	285	247	87.0
実質赤字比率	-(0.03%)	-(0.30%)	0.27	-

しかしながら次表のとおり、平成20年度は約141億円の財源対策を講じた結果、実質収支額が37百万円となったという点に留意する必要がある。

(単位:百万円)

	基金の 取崩し	市債充 当率の 嵩上 げ等	退職手 当債の 発行	外郭団 体に対 する建 設償還 金の繰 延べ	不動 産の 売払 い	計
平成18年度	-	1,320	600	1,165	4,010	7,094
平成19年度	-	2,014	4,000	1,166	1,132	8,312
平成20年度	4,585	6,610	2,869	-	-	14,064

平成20年度の財源対策には、尼崎市土地開発公社経営健全化計画に関連する約50億円の市債発行が含まれており、これを控除した収支不足額(赤字)は約91億円に達している。前年度に引き続き当初予算を上回る退職手当債の発行を余儀なくされており、更に将来への備えである基金を約46億円取り崩すなど、後のない状況に追い込まれつつある。

イ 類似都市との比較

平成21年4月に中核市に移行した本市の状況を、中核市41市のうちの類似都市(人口42万人以上58万人未満、第二次、第三次産業95%以上、県庁所在地を除く都市:8市(以下「類似都市」という。))の平成19年度決算数値<参考資料3(1)>で比較すると、実質赤字比率(-0.30%)は、8市中、最下位となる。(平均値(尼崎市を除く。(以下、同じ。)):-3.19%)

(2) 資金不足比率について

本市の状況

次表のとおり、4法適用企業及び3法非適用企業とも資金剰余の状態にある。

(単位:百万円)

法適用企業		法非適用企業	
会 計 名	資金剰余額	会 計 名	資金剰余額
水道事業会計	2,909	廃棄物発電事業費会計	13
工業用水道事業会計	3,791	地方卸売市場事業費会計	144
自動車運送事業会計	355	都市整備事業費会計	0
下水道事業会計	1,912		

法適用企業のうち、工業用水道事業会計及び自動車運送事業会計は、平成20年度決算において前年度に引き続き、純損失を計上している。

工業用水道事業会計は、北配水場施設撤去工事費等の特別損失により3億99百万円の純損失を計上したものの、経常収支では4年ぶりの黒字に転じており、また、37億91百万円の資金剰余となっている。

一方、自動車運送事業会計は、前年度に比べ、損失額は減少したものの、1億25百万円の純損失の計上を余儀なくされている。また、資金剰余額は、前年度に比べ、54百万円減の3億55百万円の低水準となり、厳しい収支状況が続いている。

次に、法適用企業において、1年以内に償還される借入金(企業債)が、借入資本

金として計上され、流動負債に計上されないという公営企業に係る会計制度上の問題が指摘されている。この点を修正した実質的な資金剰余額を算定すると、次表のとおり水道事業会計22億61百万円、工業用水道事業会計33億46百万円、自動車運送事業会計72百万円となる。一方、下水道事業会計は40億62百万円の資金不足と試算される。ただし、下水道事業会計においては、減価償却期間と企業債償還期間との差異により、構造的に資金不足状態にあるが、国による負債解消可能額算定方式により、解消可能資金不足額を算定すると、本市の場合、約80億円となり、資金不足額は生じない。

【1年以内に償還期日が到来する企業債を流動負債とした実質的な資金剰余額】

(単位:百万円)

会計名	平成20年度	平成19年度	対前年度増減額	対前年度増減率(%)
水道事業会計	2,261	977	1,284	131.4
工業用水道事業会計	3,346	4,133	787	19.0
自動車運送事業会計	72	148	76	51.6
下水道事業会計	0	0	0	-

(3) 連結実質赤字比率について

ア 本市の状況

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字であり、連結実質赤字比率は、「-」で表示される。

(単位:百万円)

会計名	平成20年度	平成19年度	対前年度増減	対前年度増減率(%)
一般会計等実質収支額	37	285	247	87.0
実質赤字比率	- (0.03%)	- (0.30%)	0.27	-
国民健康保険事業費会計	1,211	764	446	58.4
介護保険事業費会計	330	245	84	34.3
老人保健医療事業費会計	173	504	331	65.7
後期高齢者医療事業費会計	64	-	64	皆増
農業共済事業費会計	9	9	0	1.6
駐車場事業費会計	0	0	0	-
競艇場事業費会計	46	112	67	59.2
小計	1,485	626	859	137.2
水道事業会計	2,909	2,956	47	1.6
工業用水道事業会計	3,791	5,435	1,645	30.3
自動車運送事業会計	355	409	54	13.3
下水道事業会計	1,912	668	1,243	186.0
小計	8,966	9,469	503	5.3
廃棄物発電事業費会計	13	17	4	25.8
地方卸売市場事業費会計	144	120	24	20.4

都市整備事業費会計	0	0	0	-
小計	157	137	20	14.7
合計	10,646	10,517	129	1.2
標準財政規模	94,579	94,812	234	0.2
連結実質赤字比率	-(11.25%)	-(11.09%)	0.16	-

この計算は、(1)の一般会計等実質収支額に(2)の資金不足(剰余)額を加え、更に、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計及び後期高齢者医療事業費会計等の7特別会計の実質収支額を加えた計算結果である。

平成20年度の連結実質収支額は、前年度と比べ、1億29百万円(1.2%)改善している。これは、一般会計等実質収支額で2億47百万円、公営企業に係る特別会計(法適用企業)で5億3百万円減少したものの、国民健康保険事業費会計等の7特別会計で8億59百万円増加したことによるものである。国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計及び後期高齢者医療事業費会計等は、実質収支不足となっても保険料の決定又は国庫負担金等の精算の仕組みにより、複数年度にまたがり解消される性格のものではあるが、特に、国民健康保険事業費会計は、医療費等が急増した場合、大きく影響を受けることから、今後とも、その収支動向には留意を要する。

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成19年度決算数値<参考資料3(1)>で比較すると、連結実質赤字比率(-11.09%)は、8市中、中位にある。(平均値:-12.67%)

(4) 実質公債費比率について

ア 本市の状況

平成18年度から平成20年度の3か年平均である実質公債費比率は、前年度に比べ、0.3ポイント上昇(悪化)し、10.4%となったものの、早期健全化基準である25.0%を大きく下回っている。

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
平成18年度	11.2%	10.4%
平成19年度	8.8%	
平成20年度	11.3%	

しかしながら、多額の市債(2,681億円)を抱える中、今後、公共用地先行取得事業債や退職手当債等の元金償還が本格的に始まるため、単年度ベースでの実質公債費比率は平成20年度11.3%から更に上昇が続く見込みである。

イ 類似都市との比較

(ア) 市債残高

本市の状況を類似都市の数値(平成19年度決算数値を標準財政規模で規模補

正した市債残高：＜参考資料3(1)＞)で比較すると、市債残高(2,581億円)は、8市中、最も多い額となり、平均値の約1.6倍となっている。(平均値：1,621億円)

(1) 実質公債費比率

本市の状況を類似都市の平成19年度決算数値＜参考資料3(1)＞で比較すると、実質公債費比率(10.1%)は、8市中、中位にあり、平均値の約1.1倍となっている。(平均値：9.3%)

(5) 将来負担比率について

ア 本市の状況

(単位：百万円)

将来負担額 A 372,403	-	充当可能財源等 B 205,263		純負担額 A - B 167,141		将来負担比率 205.8%
=					=	
標準財政規模 C 94,579	-	算入公債費等の額 D 13,396		C - D 81,183		

平成20年度の将来負担比率は、算定の結果、205.8%となった。

将来負担額には、地方債の現在高(2,681億円)、公営企業債等繰入見込額(370億円)、市職員退職手当負担見込額(327億円)、土地開発公社・外郭団体等の負担見込額(229億円)及び債務負担行為に基づく支出予定額(102億円)等があり、総額3,724億円と算出された。

この将来負担額から保有する基金残高を含む充当可能財源等(2,053億円)を差し引いた純負担額は1,671億円となっている。標準財政規模から基準財政需要額に算入された公債費を差し引いた額で純負担額を除いた値が205.8%となり、早期健全化基準350%を下回っている。

将来負担比率は、前年度(217.2%)に比べ、11.4ポイント低下(改善)しているとはいえ、なお、200%を超え、総務省まとめの平成19年度市区町村平均値(110.4%)の約1.9倍となっており、高い水準で推移している。

今後、公営企業債等繰入、退職手当負担、外郭団体等負担での負担減が見込まれるものの、将来負担額の7割を占める巨額の市債残高を抱えていることから、将来負担比率の改善には長期を要するものと予想される。

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成19年度決算数値＜参考資料3(1)、(2)＞で比較すると、将来負担比率(217.2%)は、8市中、一番高い状況にあり、平均値に比べ、約2.3倍となっている。(平均値：92.9%)

また、本市の平成19年度の将来負担総額(3,726億円)は、標準財政規模(経常的一般財源の規模)の約4年分に達している。また、市民1人当たりの総負担額は約80万円(純負担額は約38万円)となっている。

3 まとめ

(1) 今回の算定結果について

今回算定の健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。

各指標ごとの現況及び問題点については、各個別意見で指摘したところであるが、総じて今後の対応に問題を抱える状況にある。

更に、平成19年度決算数値ではあるが、類似都市との比較においても、各比率にみる本市の財政状況の実態は厳しいものといわざるをえない。

(2) 要望事項

本市財政は、実態的な赤字状況に対し、毎年度種々の財源対策を講じることにより最終黒字を確保してきた。個別意見で触れたように、基金が実質的な枯渇状態に落ち込む中で、市債充当率の高上げなどの市債発行でしのぐというこれまでどおりの図式は限界にきている。

本市では、平成15年度から19年度の「尼崎市経営再建プログラム」に引き続き、20年度からの「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」では、＜実質収支の均衡＞という最終目標を掲げている。この目標は、今後、税収落ち込みが見込まれる中、一方で、歳出構造改善が遅れがちであるため、その達成が危ぐされる状況にある。こうした見通しに立てば、歳入歳出両面のプラン各施策の具体化を急ぐとともに、相当程度の追加施策が必要である。構造改善の実をあげるべく、早期かつ積極的な対応を要請する。

次に、本市の連結ベースでの将来負担額は、類似都市との比較において明らかのように相当大きなものとなっている。将来負担額の約7割を占める市債残高の計画的な削減は、将来の市民への負担を軽減していくための重要課題である。「市債の新規発行額は元金償還額以内を基本とする」としたプライマリーバランスの考え方に立脚した財政規律を遵守されたい。そのためには、特に投資的項目については、緊急性等を精査した上で真に必要なもの以外は抑制していくなど、特に意を用いる必要がある。

最後に、市民のメタボリック対策では、自治体の先頭を走る本市として、現下の財政状況を真に健全なものとするためには、議会はもとより市民の理解と協力は不可欠である。そのためには、まず、現在の財政状況はもちろん、予測される将来の財政状況についても、市民に分かりやすく説明する努力が求められる。

市、議会、市民が一体となって、諸対策を着実に実施していくことが、本市財政メタボリック対策の喫緊の課題である。

< 参考資料 >

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

一 般 会 計		一 般 会 計 等	実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
特 別 会 計	用品調達事業費会計 育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 中小企業勤労者福祉共済事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 青少年健全育成事業費会計					
	国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 老人保健医療事業費会計 後期高齢者医療事業費会計 農業共済事業費会計 駐車場事業費会計 競艇場事業費会計					
	法適用 水道事業会計 工業用水道事業会計 自動車運送事業会計 下水道事業会計	資 金 不 足 比 率				
	法非適用 廃棄物発電事業費会計（電気事業） 地方卸売市場事業費会計（市場事業） 都市整備事業費会計（宅地造成事業）					
一部事務 組合、広 域連合	丹波少年自然の家事務組合 阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合					
地方公社 第三セクター 等	尼崎市土地開発公社 （財）尼崎市総合文化センター （財）尼崎健康・医療事業財団 （財）尼崎市環境整備事業公社 社会福祉法人阪神福祉事業団 尼崎市民共済生活協同組合 兵庫県信用保証協会					

2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率(-)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(-)}}{\text{標準財政規模 94,578,581 千円}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
 - ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 = 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

項 目		金 額(千円)
歳入総額		232,189,743
歳出総額		232,071,930
歳入歳出差引額	= -	117,813
翌年度に繰り越すべき財源		80,747
一般会計等実質収支額	- = A	37,066
標準財政規模	B	94,578,581
実質赤字比率	A / B	- (0.03%)

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率(-)} = \frac{\text{連結実質赤字額(-)}}{\text{標準財政規模 94,578,581 千円}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（単位：千円）

会 計 名		実質収支額	資金剰余額
一般会計等		37,066	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費会計	1,210,531	
	介護保険事業費会計	329,729	
	老人保健医療事業費会計	173,121	
	後期高齢者医療事業費会計	63,616	
	農業共済事業費会計	8,783	
	駐車場事業費会計	0	
	競艇場事業費会計	45,902	
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	2,909,023
		工業用水道事業会計	3,790,832
		自動車運送事業会計	354,848
		下水道事業会計	1,911,631
	法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	12,624
		地方卸売市場事業費会計	144,192
		都市整備事業費会計	0
合 計			10,645,656
標準財政規模			94,578,581
連結実質赤字比率			- (11.25%)

ウ 実質公債費比率

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ (\text{3か年平均}) &= \frac{10.4\%}{10.4\%} \end{aligned}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

（単位：千円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
A 地方債の元利償還金	21,958,589	20,415,600	22,282,694
B 準元利償還金	6,792,093	6,475,951	6,364,508
C 特定財源	6,361,226	5,882,382	6,035,430
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	13,276,565	13,848,942	13,395,669
E 標準財政規模	94,496,537	94,812,210	94,578,581
A + B 地方債の元利償還金・準元利償還金	28,750,682	26,891,551	28,647,202
C + D 特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	19,637,791	19,731,324	19,431,099
(A + B) - (C + D)	9,112,891	7,160,227	9,216,103
E - D 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	81,219,972	80,963,268	81,182,912
F 実質公債費比率（単年度） (A + B) - (C + D) / (E - D)	11.22%	8.84%	11.35%
実質公債費比率（3か年平均）	10.4%		

工 将来負担比率

将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額})}$
205.8%		

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(単位：千円)

項 目	平成20年度	平成19年度	対前年度 増 減
将来負担額 A	372,403,259	372,643,992	240,733
地方債の現在高	268,117,442	258,076,755	10,040,687
債務負担行為に基づく支出予定額	10,236,196	9,981,385	254,811
公営企業債等繰入見込額	37,012,769	40,233,658	3,220,889
組合等負担等見込額	1,489,702	1,683,639	193,937
退職手当負担見込額	32,667,842	35,238,471	2,570,629
設立法人の負債額等負担見込額	22,879,308	27,430,084	4,550,776
充当可能財源等 B	205,262,712	196,739,171	8,523,541
充当可能基金	19,283,057	11,237,581	8,045,476
充当可能特定歳入	69,436,759	64,412,450	5,024,309
標準財政需要額算入見込額	116,542,896	121,089,140	4,546,244
A - B	167,140,547	175,904,821	8,764,274
標準財政規模 C	94,578,581	94,812,210	233,629
算入公債費等の額 D	13,395,669	13,848,942	453,273
C - D	81,182,912	80,963,268	219,644
将来負担比率 (A - B) / (C - D)	205.8%	217.2%	11.4

(2) 資金不足比率の算定式

$\text{資金不足比率(-)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

・ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業） = （流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産） - 解消可能資金不足額（ ）

資金の不足額（法非適用企業） = （繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高） - 解消可能資金不足額（ ）

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額（ ） - 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額（ ） - 受託工事収益に相当する収入の額

指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

（単位：千円）

区分	会 計 名	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
法適用 企業	水道事業会計	2,909,023	10,199,523	-
	工業用水道事業会計	3,790,832	1,668,284	-
	自動車運送事業会計	354,848	3,207,372	-
	下水道事業会計	1,911,631	11,765,119	-
法非適用 企業	廃棄物発電事業費会計	12,624	140,914	-
	地方卸売市場事業費会計	144,192	359,252	-
	都市整備事業費会計	0	854,736	-

3 類似都市の財政指標等（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

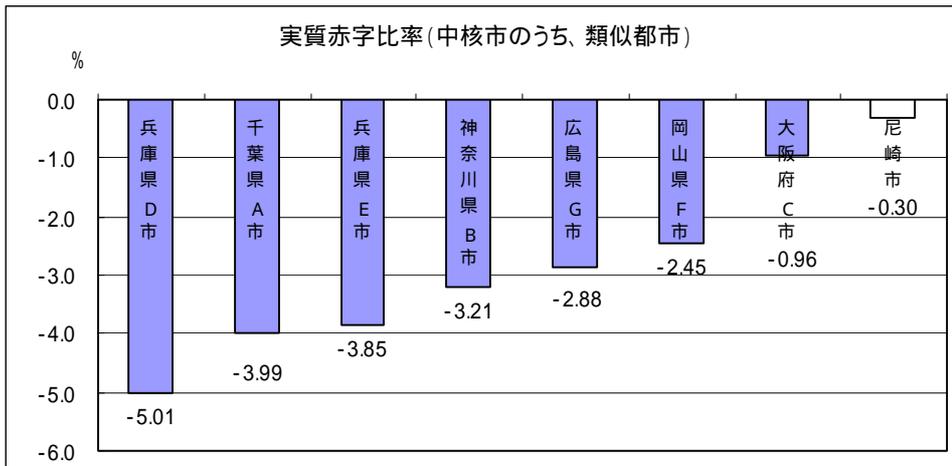
(1) 財政指標等（平成19年度決算数値）

（単位：人・km²・%・百万円）

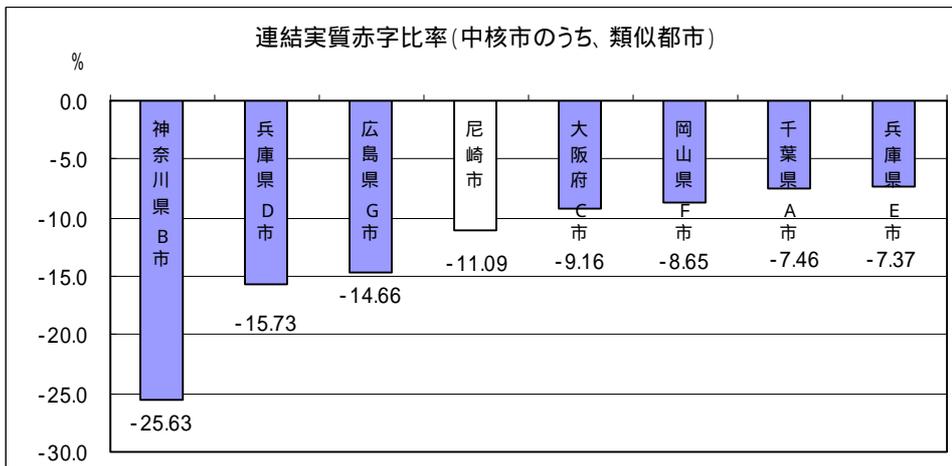
区 分	尼崎市	千葉県 A市	神奈川県 B市	大阪府 C市	兵庫県 D市	兵庫県 E市	岡山県 F市	広島県 G市	
人口(17年国調)	462,647	569,835	426,178	513,821	536,232	465,337	469,377	459,087	
面積	49.77	85.64	100.68	61.81	534.27	99.96	354.71	518.07	
健全化判断比率	実質赤字比率	-0.30	-3.99	-3.21	-0.96	-5.01	-3.85	-2.45	-2.88
	連結実質赤字比率	-11.09	-7.46	-25.63	-9.16	-15.73	-7.37	-8.65	-14.66
	実質公債費比率	10.1	4.4	5.4	8.0	11.0	13.7	13.5	9.2
	将来負担比率	217.2	31.0	96.2	113.9	104.9	116.2	106.7	81.7
財政力指数	0.83	1.02	0.88	0.79	0.88	0.90	0.91	0.87	
経常収支比率	97.1	94.2	97.0	99.0	85.5	96.9	93.5	88.5	
一般会計等歳出総額	171,724	149,146	133,892	168,412	191,759	144,952	160,856	158,288	
標準財政規模	94,812	99,817	81,740	101,678	114,399	93,422	99,811	98,013	
地方税収入	81,513	94,597	66,385	80,323	95,867	82,861	86,206	80,897	
交付税収入	7,724	328	6,288	16,071	10,249	7,230	5,590	9,314	
地方債収入	17,419	11,416	14,681	12,337	16,013	6,160	11,322	13,290	
人件費	37,523	39,639	30,836	36,315	34,001	34,810	32,630	35,623	
公債費	20,257	12,062	16,794	16,437	19,908	24,912	17,388	20,059	
扶助費	47,185	25,833	20,648	48,232	28,732	25,138	28,441	28,169	
地方債現在高	258,077	115,783	173,738	167,215	187,962	206,166	154,583	160,698	
〔標準財政規模で規模 補正した地方債現在高〕	(258,077)	(109,977)	(201,523)	(155,923)	(155,780)	(209,235)	(146,840)	(155,451)	
充当可能基金	11,238	12,155	15,592	10,740	35,464	16,168	10,243	23,612	
一般職員等	2,909	3,690	2,804	2,931	3,477	2,975	3,108	3,148	

備考： 類似都市は、中核市のうち、人口42万人以上58万人未満、第二次、第三次産業95%以上、県庁所在地を除く都市を抽出している。

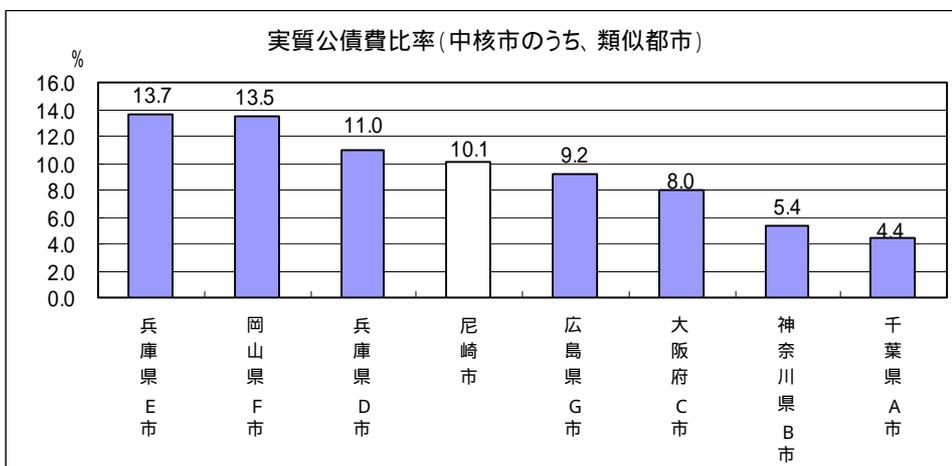
ア 実質赤字比率 (グラフ)

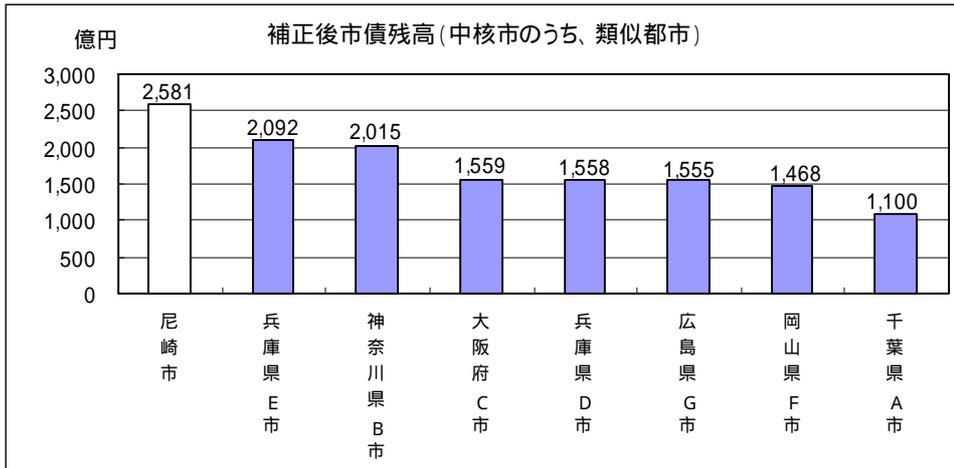


イ 連結実質赤字比率 (グラフ)

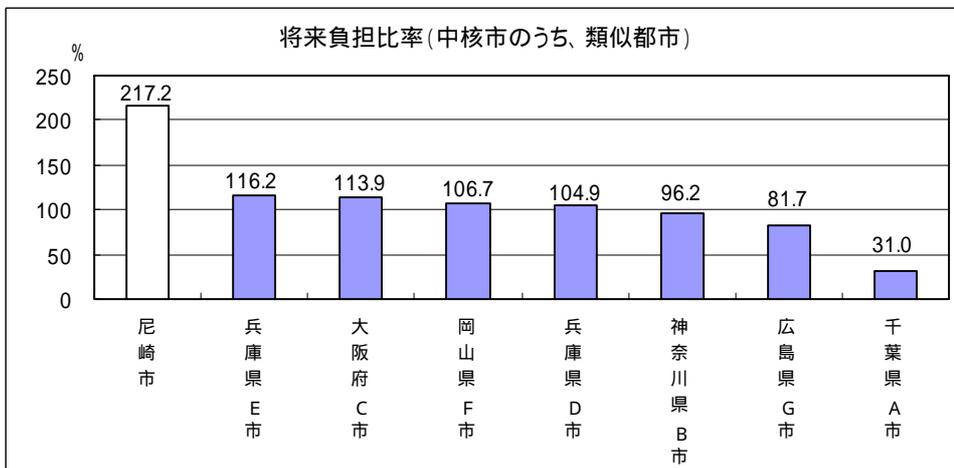


ウ 実質公債費比率等 (グラフ)





エ 将来負担比率(グラフ)



(2) 将来負担額等(平成19年度決算数値)

(単位: %・百万円)

都市名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充当可能財源等	純負担額	市民1人当たり純負担額(千円)
尼崎市	217.2	94,812	372,644	196,739	175,905	380
千葉県A市	31.0	99,817	252,296	224,583	27,714	49
神奈川県B市	96.2	81,740	268,109	200,379	67,730	159
大阪府C市	113.9	101,678	375,835	275,094	100,742	196
兵庫県D市	104.9	114,399	397,570	296,211	101,359	189
兵庫県E市	116.2	93,422	318,889	229,789	89,100	191
岡山県F市	106.7	99,811	353,608	262,633	90,974	194
広島県G市	81.7	98,013	291,138	221,334	69,804	152

4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(5) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)。

(7) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額 に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(8) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(9) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(10) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。